



児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当額が改正されます

4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当額が変わります。
※消費者物価指数の変動に応じて手当額が改正される「物価スライド制」となっています

■児童扶養手当

| | 現 行 | 改 正 後 |
|----------|-----------------|-----------------|
| 全部支給 | 43,070円 | 44,140円 |
| 第2子加算額 | 10,170円 | 10,420円 |
| 第3子以降加算額 | 6,100円 | 6,250円 |
| 一部支給 | 43,060円～10,160円 | 44,130円～10,410円 |
| 第2子加算額 | 10,160円～5,090円 | 10,410円～5,210円 |
| 第3子以降加算額 | 6,090円～3,050円 | 6,240円～3,130円 |



問 福祉課
こども係
☎75-6118

※児童扶養手当…父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、中度以上の障害がある場合は20歳未満）を養育している人に対し、生活の安定と自立を助け、児童の健やかな成長のために支給される手当です

■特別児童扶養手当

| | 現 行 | 改 正 後 |
|----|---------|---------|
| 1級 | 52,400円 | 53,700円 |
| 2級 | 34,900円 | 35,760円 |

※特別児童扶養手当…身体や精神に中度以上の障害がある児童（20歳未満）の父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人に支給される手当です



問 福祉課 こども係
☎75-6118

■障害児福祉手当・特別障害者手当

| | 現 行 | 改 正 後 |
|---------|---------|---------|
| 障害児福祉手当 | 14,850円 | 15,220円 |
| 特別障害者手当 | 27,300円 | 27,980円 |

※障害児福祉手当…20歳未満で、重度の障害状態にあるため、日常生活で常時介護を必要とする障害児本人に支給する手当

※特別障害者手当…20歳以上で、著しく重度の障害状態にあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする障害者本人に支給される手当です



問 福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823

有害鳥獣の駆除を実施しています

問 農林課 振興係 ☎75-4825



多久市では、イノシシなどによる農作物被害防止のため、猟友会に委託し、有害鳥獣の駆除を行っています。駆除期間と市内一斉駆除の日程は次のとおりです。

※伝書鳩を飼養されている人は、市内一斉駆除日には放さないでください

- 駆除対象 イノシシ、カラス、ドバト、カモ、アナグマ、アライグマ
- 駆除期間 4月1日(土)～10月31日(火)
- 駆除方法 銃器、ワナによる捕獲
- 駆除区域 市内一円（鳥獣保護区、禁猟区、公道、国が管理している森林を除く）
- 注意 万が一の事故を防ぐため、山菜採りやハイキングなどで野山に入るときは、目立つ服装でラジオを鳴らすなどして、周囲に分かるように心がけてください。

■市内一斉駆除日（主にカラス）

| 地 区 | 日 程 | 時 間 |
|--------|-----------|-------------|
| 全 域 | 4月30日 | 6時～9時 |
| 納所地区のみ | 5月21日、28日 | |
| 全 域 | 6月25日 | 5時30分～8時30分 |
| | 7月30日 | 6時～9時 |
| | 8月27日 | |
| | 9月24日 | |
| | 10月8日、22日 | 6時30分～9時 |

※すべて日曜日に実施